建退共の電子申請方式が始まりました

1 電子申請方式とは

●電子申請方式は、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです

2 電子申請方式の申込方法は

●電子申請方式の利用をご希望の方は、電子申請方式申込書を建退共支部にご提出ください*1

3 電子申請方式の使い方は

●建退共からは、電子申請専用サイトのログインＩＤと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」を郵送します

●「退職金ポイント」は、「電子申請専用サイト」でペイジー*2 または口座振替により、購入してください

●「就労実績ファイル」は、就労実績報告作成ツール*3により作成し、電子申請専用サイトに登録してください

●元請が下請分の掛金を充当する場合は、下請が就労実績報告作成ツールで作成した「就労実績ファイル」を元請がまとめて、電子申請専用サイトに登録してください

●元請（掛金の拠出者）は、掛金が充当されると電子申請専用サイトから「掛金充当書」を下請分もまとめてダウンロードできますので、下請にお渡しください
なお、元請・下請（雇用主）双方で電子申請専用サイトを利用している場合、下請は「掛金充当書」を直接電子申請専用サイトからダウンロードできます（掛金納付方式は、現場ごとに元請が選択します）

*1 建退共ホームページからダウンロードまたは就労実績報告作成ツールで作成できます。（次ページ参照）

*2 ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。ペイジーが利用できる金融機関は建退共のホームページでご確認ください。
（建退共ホームページ ⇒ 電子申請方式について ⇒ 9.退職金ポイントの購入について⇒退職金ポイント取扱い金融機関を見る）

*3 就労実績報告作成ツールは、建退共ホームページから無償でダウンロードできます。（次ページ参照）

電子申請方式の流れ

工事情報ファイル・就労実績ファイルの作成と登録（就労実績ツール）

工事情報ファイル

就労実績ツール

元請

工事情報ファイル **作成・配布**

①元請は、
工事情報ファイルを
作成し、一次下請に
配布。

工事情報（暗号化ファイル）

一次下請

工事情報ファイル **取込・登録**

②一次下請は、
元請から受取った
工事情報ファイルを
取込み、登録。

工事情報（暗号化ファイル）

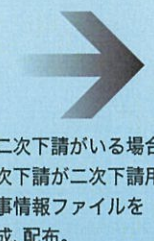

二次下請

工事情報ファイル **取込・登録**

③二次下請がいる場合…
一次下請が二次下請用に
工事情報ファイルを
作成、配布。

④二次下請は、
工事情報ファイルを
取込み、登録。

※三次下請以下が
いる場合は各社③④と
同様の作業を行う。

就労実績ファイル

就労実績ツール

就労実績ファイル **作成・提出**

①二次下請は、
就労実績を入力し、
就労実績ファイルを
作成。一次下請に
就労実績ファイルを
提出。

就労実績（暗号化ファイル）

就労実績ファイル **取込・確認**

②一次下請は、
二次下請から受取った
就労実績ファイルを
取込み、確認。

就労実績（暗号化ファイル）

就労実績ファイル **取込・確認**

③一次下請は、
自社分の就労実績を
入力し、二次下請
以下の分も合わせた
就労実績ファイルを
作成し、元請に提出。

④元請は、
一次下請から受取った
就労実績ファイルを
取込み、確認。

※元請は工事情報、下請は就業履歴を建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）からダウンロードして就労実績ツールに取込めます。

建退共へ就労実績報告・掛金納付（電子申請専用サイト）

※公共工事受注時の例です。

工事受注時

①元請は、
就労実績ツールで
作成した工事情報
ファイルを登録。

元請

工事情報（暗号化ファイル）

電子申請
専用サイト

②退職金ポイント購入額を決め、
ペイジーや口座振替で支払う。

工事施工中

③就労実績ファイルを取込み、
登録。

就労実績（暗号化ファイル）

電子申請
専用サイト

④建退共は、電子申請専用サイト
から就労実績ファイルを受取り、
登録。

※建退共のサーバーは、情報保護のため、
インターネットと接続しておらず、
就労実績はDVD等のメディアを介して
登録します。

⑤退職金ポイントより充当され、
掛金納付完了。

就労実績報告作成ツールについて

本ツールでできること

元請・下請間の共済証紙の請求様式として利用する就労実績報告が作成できます。

「建退共事務受託様式２号」「建退共事務受託様式４号（月別報告様式）」
「建退共事務受託様式５号（日別報告様式）」

電子申請専用サイトと連携する基本情報を作成します。

「工事情報ファイル」「就労実績ファイル（建退共事務受託様式４号の情報）」その他、
電子申請専用サイトのエラー情報をダウンロードして確認することができます。

ツールのダウンロード方法

就労実績報告作成ツールは建退共のホームページから無償でダウンロードできます。

●ツールはWindows10以降の環境で利用できます。

●ツールは定期的に更新します。
建退共のホームページでご確認ください。 建退共 検索

●共済契約者番号を間違えると建退共に正確に情報が登録できず加入履行証明の発行にお時間をいただく場合がありますので、事前に建退共ホームページの 建退共加入事業所情報 から、共済契約者番号をお調べください。

就労実績報告作成ツールダウンロードの流れ

①「建退共トップページ」より「ダウンロード」をクリック

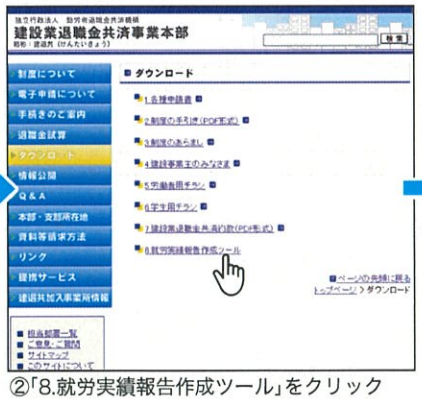

②「8.就労実績報告作成ツール」をクリック

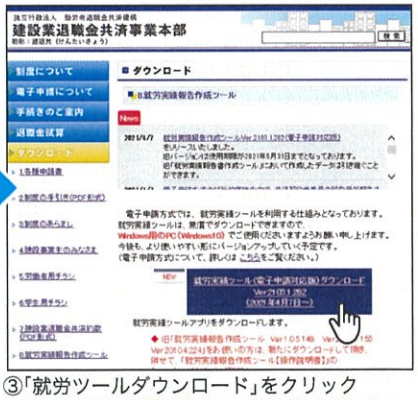

③「就労ツールダウンロード」をクリック
※マニュアルや動画はこのページの下段にあります。

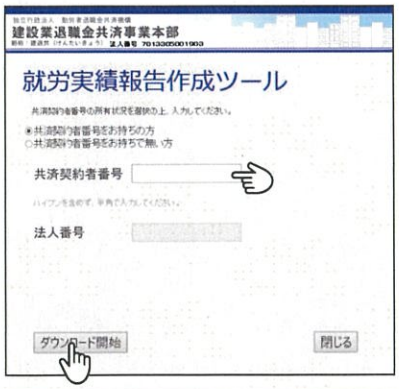

④「共済契約者番号」または「法人番号」を入力

⑤「ダウンロード開始」をクリック

⑥「保存」をクリック

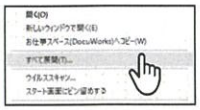

⑦「すべて展開」をクリック

電子申請専用サイト利用申込の方法

●電子申請専用サイトの利用には、「電子申請方式申込書」が必要です。

電子申請方式申込書の入手方法①

①「建退共トップページ」より「制度について」をクリック

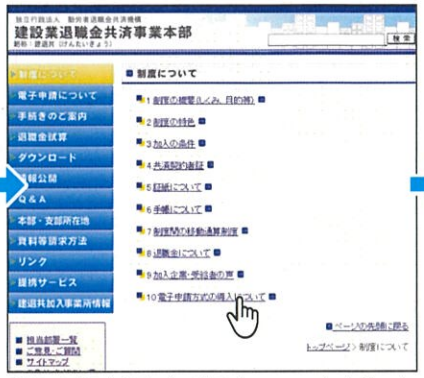

②「10.電子申請方式の導入について」をクリック

③「申込書ダウンロードはこちら」から、Excelファイルか PDFファイルを選択して、申込書をダウンロード

電子申請方式申込書の入手方法②

「就労実績報告作成ツール」より「電子申請方式申込書」を印刷

電子申請方式申込書に必要事項を記載して最寄りの建退共支部へ提出

建退共支部

建退共本部

電子申請専用サイト開通通知

受付から約1週間で
「建退共本部」から
電子申請専用サイト
開通通知を郵送します。

●電子申請方式を利用しない場合でも、元請で納められた「掛金充当書」をダウンロードするためだけに「電子申請専用サイト」をご利用いただくこともできます。

電子申請方式に関する
よくあるお問い合わせ

Q 電子申請方式と証紙貼付方式を重複して掛金納付することはできますか？

A 建退共は、原則1日分の就労につき、1日分の掛金を納めていただく制度です。
同一の就労日に、電子申請方式と証紙貼付方式で重複して掛金を納めることは出来ませんのでご注意ください。

Q 令和3年4月以降は必ず電子申請方式にしなければならないのですか？

A 証紙貼付方式に加えて、共済契約者の利便性を高めるために導入したもので、強制的に**電子申請方式にしなければならないものではありません。**

Q 電子申請方式を申し込んだら、証紙貼付方式で掛金を納付してはいけないのですか？

A 電子申請方式を使うか使わないかは、**工事現場ごとに、元請など掛金を拠出する企業に選択**していただくものです。（工事規模や地域性等を勘案してご判断ください。）電子申請方式を申込んだからといって必ず電子申請で掛金を納付しなければいけないものではありません。また、一旦電子申請方式を採用した後も、証紙貼付方式のほうが自社の実態に合っていると判断された場合は、証紙貼付方式により掛金を納めていただけます。（発行されたＩＤは無効となりませんので利用取消の申請も不要です。）

Q 一人の被共済者に対して、証紙貼付方式と電子申請方式両方で掛金を納めることは可能ですか？

A **工事現場ごとにどちらかの方式で納付**できます。
また、**退職金は両方の納付実績を合算**してお支払いします。

Q 手帳はなくなるのですか？

A **共済手帳は、証紙、電子とも共通ですので無くなりません。**
自社が電子申請方式を採用しても、**工事により元請が証紙貼付方式の場合は、今までどおり証紙が現物交付されます**ので、共済手帳に貼付・消印してください。

Q 下請がパソコンを使えないので、電子申請方式を採用することが困難です。

A 下請には、紙やExcelの就労実績報告書を渡して、**パソコンの処理能力のある元請や一次下請が代行して就労実績報告作成ツールに入力**をお願いします。

Q 下請ですが、元請に電子申請に申し込むように指導されました。

A 元請が電子申請方式を選択した工事現場では、**下請が電子申請を採用している採用していないにかかわらず、被共済者の掛金は電子申請で納付**されます。この場合、元請からは、証紙を現物交付することに代えて、**「掛金充当書」**という、被共済者の掛金納付の証明書を下請に渡すこととなっております。下請の企業も電子申請を申込んでいれば、直接、電子申請専用サイトで「掛金充当書」を受け取ることが出来るので便利です。

Q 元請が電子申請を採用したら、下請も全部電子申請に切り替えないといけないのですか？

A 元請が電子申請を採用している場合は、証紙が交付されないかわりに、電子申請方式により掛金が納付されますが、**別の元請が証紙貼付方式を採用している場合は、証紙が交付されますので、引き続き貼付**してください。また、**自社分も同様に証紙貼付方式で納付**することができます。

電子申請および就労実績報告作成ツールの
操作方法に関するお問い合わせ

建退共本部電子申請方式専用コールセンター

0120-006-175

※受付は、土・日・祝日・年末年始を除く、平日9:00～17:00です。